

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

越 生 町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 越生地域

#### (1) 現況

本地域は、町の東部に位置した地域であり、平坦地を中心に水稻、梅、野菜などの生産が行なわれている。一部の農地では利用集積が進められているものの、大部分が小規模農家であり、高齢化の進行等により耕作放棄地の拡大が懸念されている。農業施設等の維持管理に対する担い手の負担は増加しており、農業者と地域住民との協働により農業用施設等の保全管理を進める必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号（多面的機能支払）に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 梅園地域

#### (1) 現況

本地域は、町の西部に位置した地域であり、地域全体が外秩父山地から連なる中山間地域であり、町の特産品である梅や柚子などの果樹栽培が盛んに行われている。担い手の高齢化と後継者不足が深刻となっており、耕作放棄地の拡大が懸念されている。また、野生鳥獣の被害が多発しておりその対策が必要となっている。特定農山村地域に指定されるなど、平坦地に比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	オオヤ 大谷区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	タツガヤ 龍ヶ谷区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③	カミヤツナカ 上谷中区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
④	ドウヤマクボ 堂山久保区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

## 促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

### （1）対象農用地の基準

#### 1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

梅園地区

梅園地区に地理的に接する一団の農用地

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

#### a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑8度以上15度未満を対象

#### b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑15%以上の農地

(エ) 埼玉県知事が地域の実態に応じて指定する地域

### （2）集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が1 h a 未満である場合において、農用地面積が0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、町長が認定する者のほか、農業委員会が定める従事日数に達している者もしくは、規定の農地を保有している者とする。